

浜松市気候変動対応新品目試験栽培支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、気候変動に対応する品目の産地化を推進するため、その栽培にチャレンジする農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 次のアからオのいずれかに該当する者

ア 浜松市内に主たる事務所を有する法人または浜松市に住民登録のある個人であって、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者（認定農業者）

イ 浜松市内に主たる事務所を有する法人または浜松市に住民登録のある個人であって、面積30アール以上の経営耕地を有する者

ウ 浜松市内に主たる事務所を有する法人または浜松市に住民登録のある個人であって、過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の者

エ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を浜松市において受けている者（認定新規就農者）

オ 浜松市内に面積30アール以上の経営耕地を有する者

(2) 事業実施時及び事業実施後においても、市内における新品目栽培技術の普及に協力できること。

(3) 市税を完納していること。

(4) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定を受けていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、交付の対象とすることができない。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が、別表第1に掲げる気候変動への対応が見込まれる品目を、市内圃場で栽培する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 法令等に反するおそれがあると認められる事業
- (2) 補助事業と同一の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受ける見込みのある事業
- (3) 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次のいずれかの購入に係る経費とする。

- (1) 種苗
- (2) 農薬
- (3) 肥料
- (4) 農業用資材
- (5) 土壌改良材

2 前項の規定にかかわらず、各種税金及び振り込み手数料等は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内とし、100千円を限度額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる添付書類を付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書（第2号様式）
- (2) 確認事項書（第3号様式）
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書
- (4) 申請者の概要が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、交付決定通知書（第4号様式）にて補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助事業者に対して、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助対象事業の経費の配分を変更しようとする場合（対象経費の20%以下の変更を除く。）
 - ウ 補助対象事業を中止しようとする場合
- (2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業年度の終了後から安定的に結実するまでの期間、補助事業の栽培の経過や結果について、市長の求めに応じて報告しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業の栽培の経過や結果について、市長の求めに応じて事業報告会で報告しなければならない。
- (5) 補助事業者は補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 補助金の交付の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は損害遅延金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（変更の交付申請）

第9条 補助事業者は、前条第1号の規定に基づき、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書及び変更収支予算書（第2号様式）

(2) その他、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第6号様式）、交付決定金額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第7号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 補助事業者は、第9条第1号の規定に基づき、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了したとき、補助対象事業完了後14日以内又は令和9年3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 栽培状況が分かる現場図面及び写真
- (2) 経費の支払等を証明する書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、交付確定通知書（第10号様式）により、補助事業者に対し通知するものとする。

(請求の手続き)

第13条 補助金の交付確定を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して14日以内又は令和9年3月16日のいずれか早い日までに、請求書（第11号様式）を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

- 第15条 補助事業者は、前条第3項の規定による返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、返還の請求を受け、それを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年度の補助金に適用する。

別表第1

補助対象品目	アテモヤ、アーモンド、アボカド、カカオ、グアバ、コーヒーノキ、ジャボチカバ、シロサポテ、スターフルーツ、ストロベリーグアバ、チェリモヤ、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、バナナ、バニラ、パイア、バレンシアオレンジ、ピタンガ、ブラッドオレンジ、マカダミア、マンゴー、ライチ（レイシ）、ライム
--------	--